

# 地方税関係手続の電子化の現状

東京都税制調査会 令和4年度第3回小委員会

令和4年8月23日

 **地方税共同機構**  
LOCAL TAX AGENCY

理事長 加藤 隆

# 資料目次

- 地方税共同機構 1 — 8
  - 概要 運営経費
- 地方税手続の電子化 9 — 14
  - 経緯 地方税の特色 eLTAX/車体課税関係システム
- 申告等手続の電子化対応 15 — 17
  - 電子化スケジュール 基本的な考え方
- 共通納税システムの拡張 18 — 23
  - 地方税の納税手段 利用対象・納付方法の拡大等
- 通知の電子化 24
  - 特別徴収通知の電子化対応

# 地方税共同機構とeLTAX

- 地方税共同機構
  - eLTAX等の地方税に関する電子的手続に利用するシステムの開発、運用等の業務を行う法人
  - 地方税法の規定に基づき平成31年(2019)年4月に設立された「地方共同法人」  
(機構設立前は、一般社団法人地方税電子化協議会〔すべての都道府県、市区町村を会員とする法人〕が開発、運用等を行っていた。)
  - 運営経費は地方団体(都道府県、市区町村)の負担金
- eLTAX (エル タックス)
  - 地方税に関する電子申告、申請、電子納税等を処理するシステムの通称



## 地方税共同機構の概要

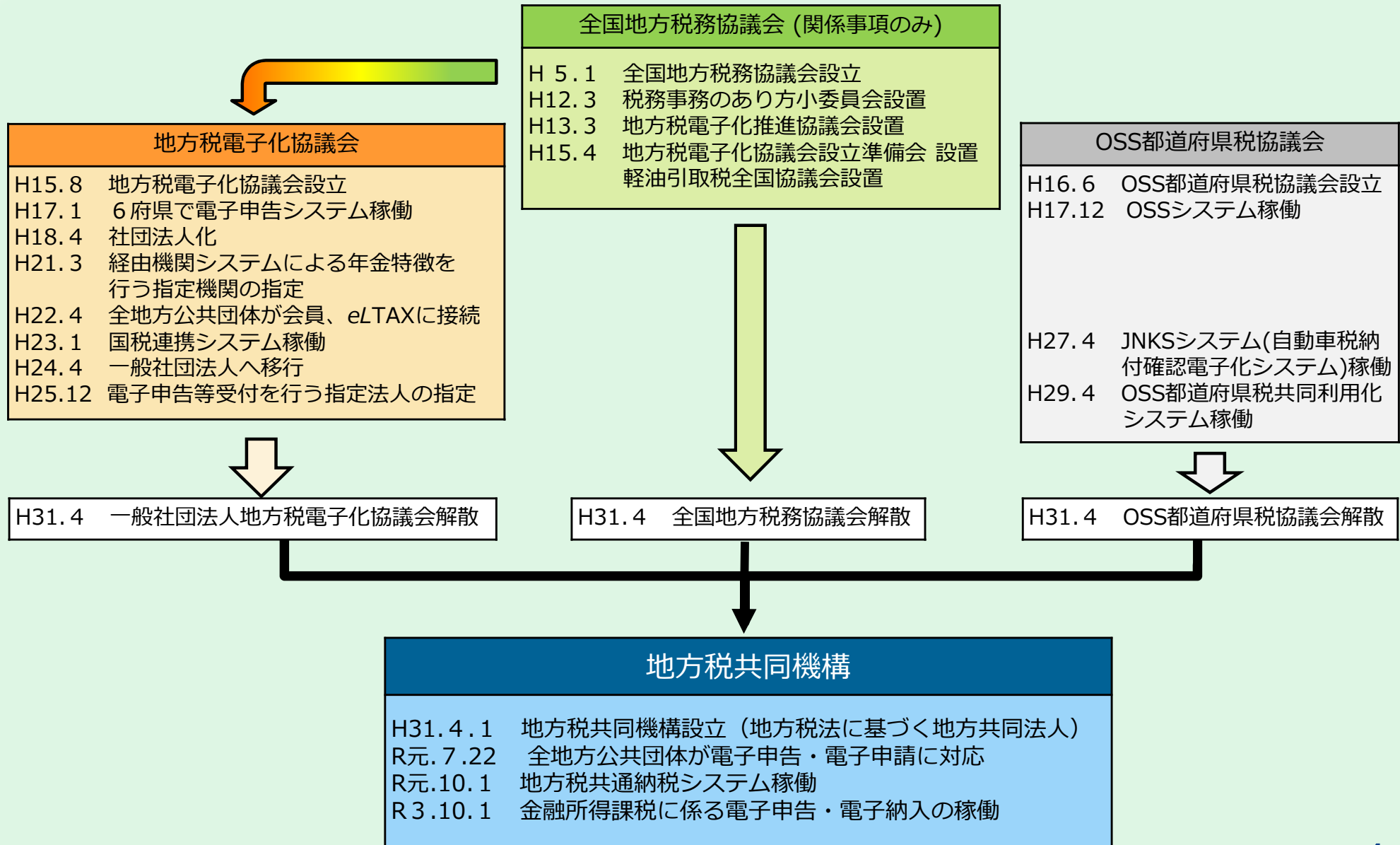
- 名 称 地方税共同機構
- 根拠法 地方税法（昭和25年法律第226号）

（目的）

第761条 地方税共同機構は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もつて地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とする。

- 設 立 平成31(2019)年4月1日
  - ※ （一社）地方税電子化協議会、全国地方税務協議会、OSS都道府県税協議会の権利及び義務を承継し、地方共同法人として設立
- 所在地 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館6階
- 職員数（令和4年8月現在） 55名（うち地方団体からの派遣職員27名）

# 地方税共同機構の沿革



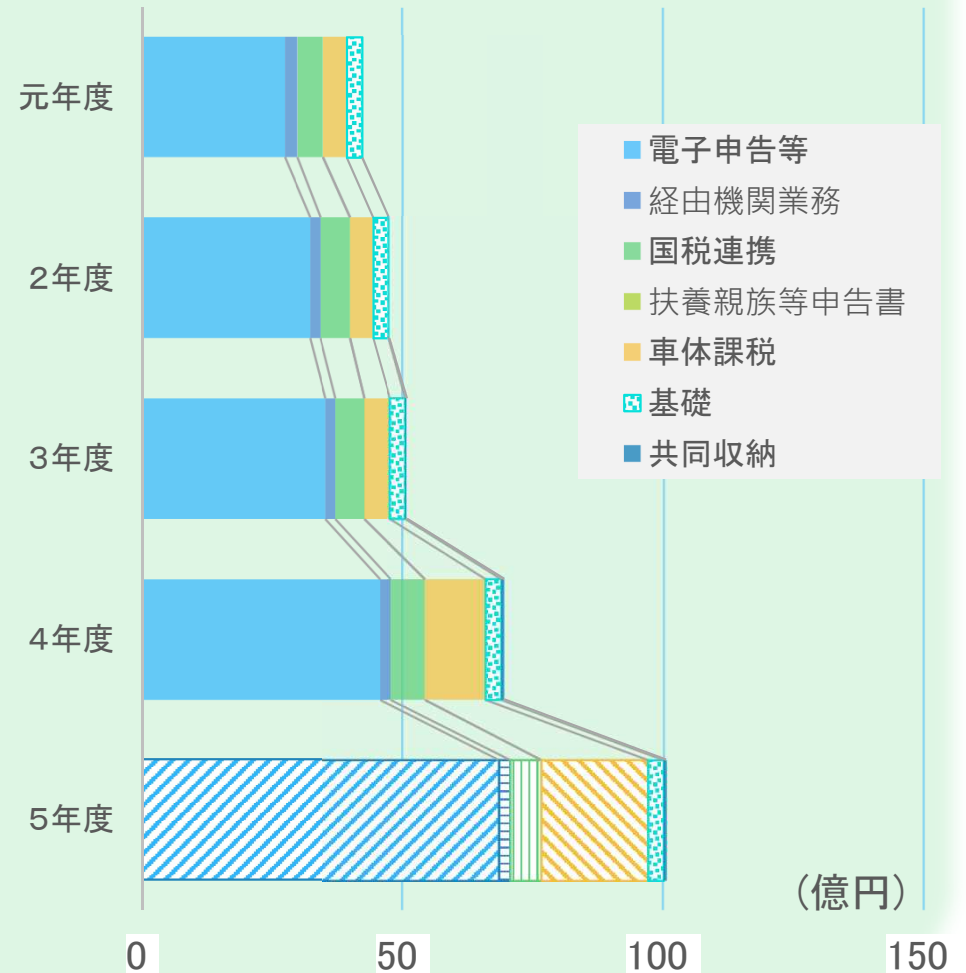
# 地方税共同機構の運営経費（1）

## 令和4年度予算

（千円）

正味財産増減予算	
経常収益	7,102,805
受取補助金	21,000
受取負担金	7,081,805
基礎負担金	(297,487)
その他負担金	(6,784,318)
経常費用	6,042,334
事業費	5,716,184
管理費	326,150
当期正味財産増減額	1,060,471

## 負担金の推移



## 地方税共同機構の運営経費（2）

### ● 負担金の内訳（令和4年度）

（千円）

区 分	都道府県	政令市	市区町村	合 計
1 基礎負担金	140,971	37,700	118,816	297,487
2 電子申告等	1,527,604	606,385	2,440,793	4,574,782
3 国税連携	130,739	132,342	391,377	654,458
4 経由機関業務	—	42,337	161,087	203,424
5 扶養親族等申告書	—	702	2,452	3,154
6 車体課税	706,132	30,094	420,452	1,156,678
7 次期更改準備資金	56,237	22,326	91,534	170,097
合 計	2,561,683	871,886	3,626,511	7,060,080

（共同収納手数料負担金を除く。）

# 負担金の計算方法の例（配分割合<令和4年度>）①

基礎負担金	〔毎年度定額〕			
	均等割	税収割	人口割	構成比
都道府県	@2,435千円 (38.4%)	計 26,500 千円 (8.9%)	—	47.4%
指定都市	@1,885千円 (12.7%)	—	—	12.7%
一般市町村 特別区	—	—	1.1843 円/人 (40.0%)	40.0%

電子申告等負担金	〔市町村分を先に計算し、残りを都道府県、指定都市で配分計算（均等割が2分の1）〕			
	均等割 (47+20) 〔50%〕	申告件数割 〔35%〕	税収割 〔15%〕	
都道府県 指定都市				46.6%
一般市町村 特別区	均等割 (人口70万人を1として計算) 〔50%〕	税収割 〔50%〕		53.4%



## 負担金の計算方法の例（配分割合<令和4年度>）②

車体課税負担金		〔都道府県分を先に計算し、残りを市区町村で配分計算〕			
	均等割	登録車台数割	軽自動車台数割	個別経費	構成比
都道府県	〔33.3 %〕	〔33.3 %〕	〔33.3 %〕	（個別金額）	61 %
市区町村	—	—	〔100 %〕	（個別金額）	39 %

環境性能割があるため、軽自動車税に関しても都道府県が一定割合を負担

国税連携負担金		〔都道府県2割、市区町村8割/税込と納税義務者数1対1で配分計算〕		
	税収割	納税義務者数割		構成比
都道府県	（10 %）	（10 %）		20 %
市区町村	（40 %）	（40 %）		80 %

経由機関業務負担金		
市区町村	納税義務者割（65歳以上の公的年金等を有する納税義務者数）	100%

# 地方税手続の電子化の経緯

▲H13～ 実証実験

▲H17.1～ 法人住民税・法人事業税・償却資産の申告

▲H20.1～ 給与支払報告書の提出、事業所税の申告

▲H20.3～ 申請・届出、電子納税(対応団体のみ)

▲H21.3～ 年金に係る特別徴収

▲H23.1～ 所得税確定申告情報

▲H25.5～ 所得税/法定調書、扶養是正情報連携

▲H29.1～ 給報・源泉徴収票等提出一元化

▲R1.9～

課税標準額通知

▲R1.10～

共通納税システム

▲R3.10～

金融3割の申告等

年 度	(件数:千件)																	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電子申告件数	0.2	6.9	46.9	424	1,010	1,952	3,332	4,600	5,669	7,516	8,885	10,080	12,016	13,274	14,481	15,578	17,503	19,057
申請届出件数	-	-	-	0.03	3	11	27	66	165	229	306	414	523	619	706	787	868	964
電子納税件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	410	3,230	7,611
国税連携件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80,804	75,114	81,075	74,109	69,033	80,437	82,454
電子申告団体数	6	56	60	62	328	816	1,092	1,285	1,320	1,788(47都道府県+1,741市区町村)								
電子納税団体数								21				22						1,788

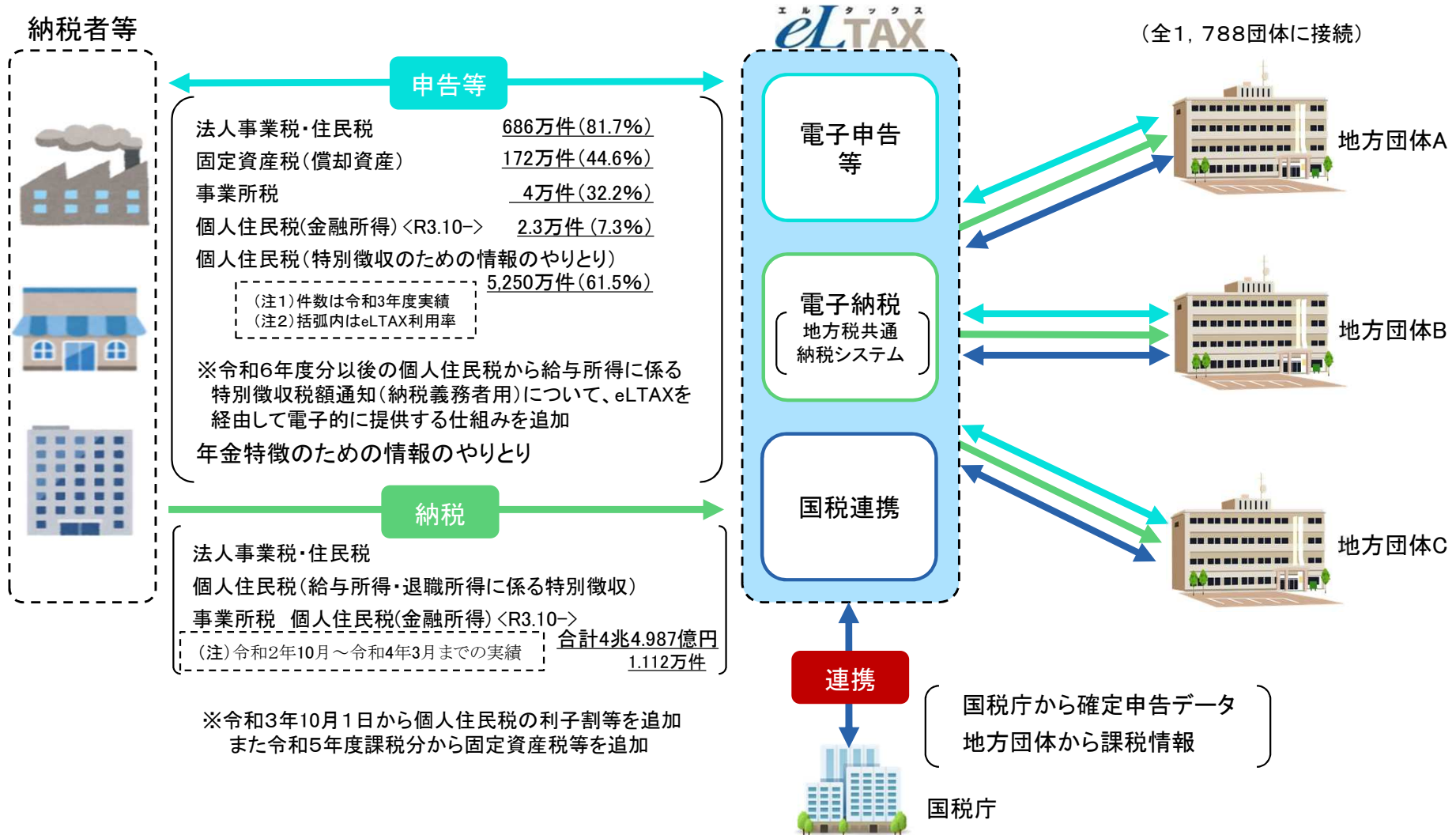
# 地方税の特色

区 分	地 方 税	国 税 (参考)
課税権者	47都道府県 1741市区町村	国 (税務署長、税関長等)
根拠法令	地方税法 各地方団体の条例等	各税法
課税権者との関係	課税物件や事業所等の所在地に 納税義務等が発生	原則として1対1(「人」に課税)
税の確定方法	課税権者が確定 (賦課) 申告により確定	ほとんどが申告により確定
収納取扱金融機関	指定金融機関等 <sup>※</sup> に限定 (各地方団体が個別契約)	ほぼ全ての金融機関
電子申告等システム	地方税共同機構が管理 (eLTAX) (一部は団体が独自に管理)	国税庁が管理 (e-Tax)

※ 指定金融機関等: 指定金融機関、指定代理金融機関  
 収納代理金融機関(公金収納取扱店)、収納事務取扱金融機関

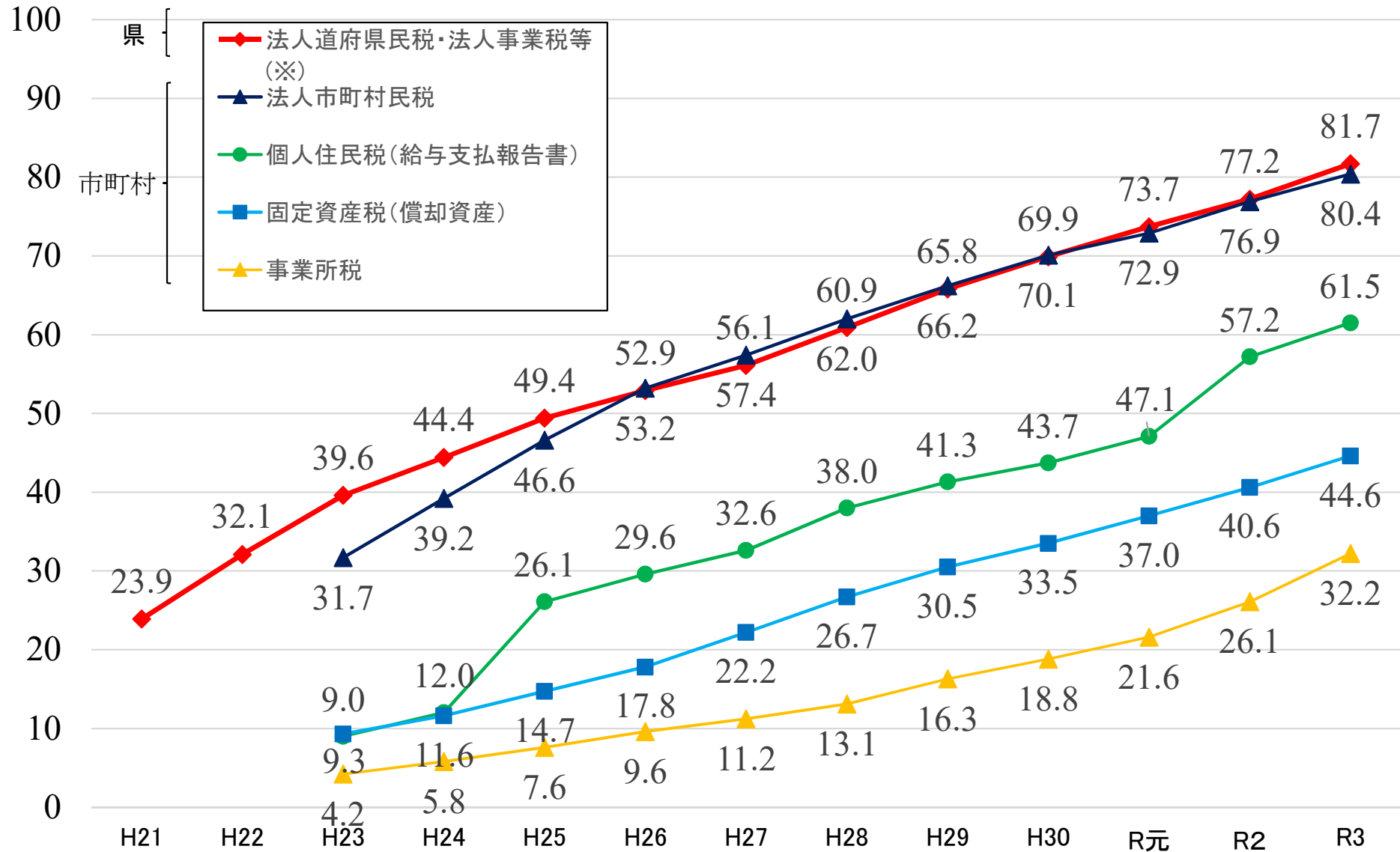
eLTAX (エルタックス) の概要

- eLTAXは、インターネットを利用した地方税手続の電子的システム
- 電子申告に加え、「地方税共通納税システム」(令和元年10月～)の稼働により、電子納税が可能
- 複数団体に対する一括した電子申告・電子納税のほか、地方団体と国税庁間の情報連携に活用



地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移

(単位:%)

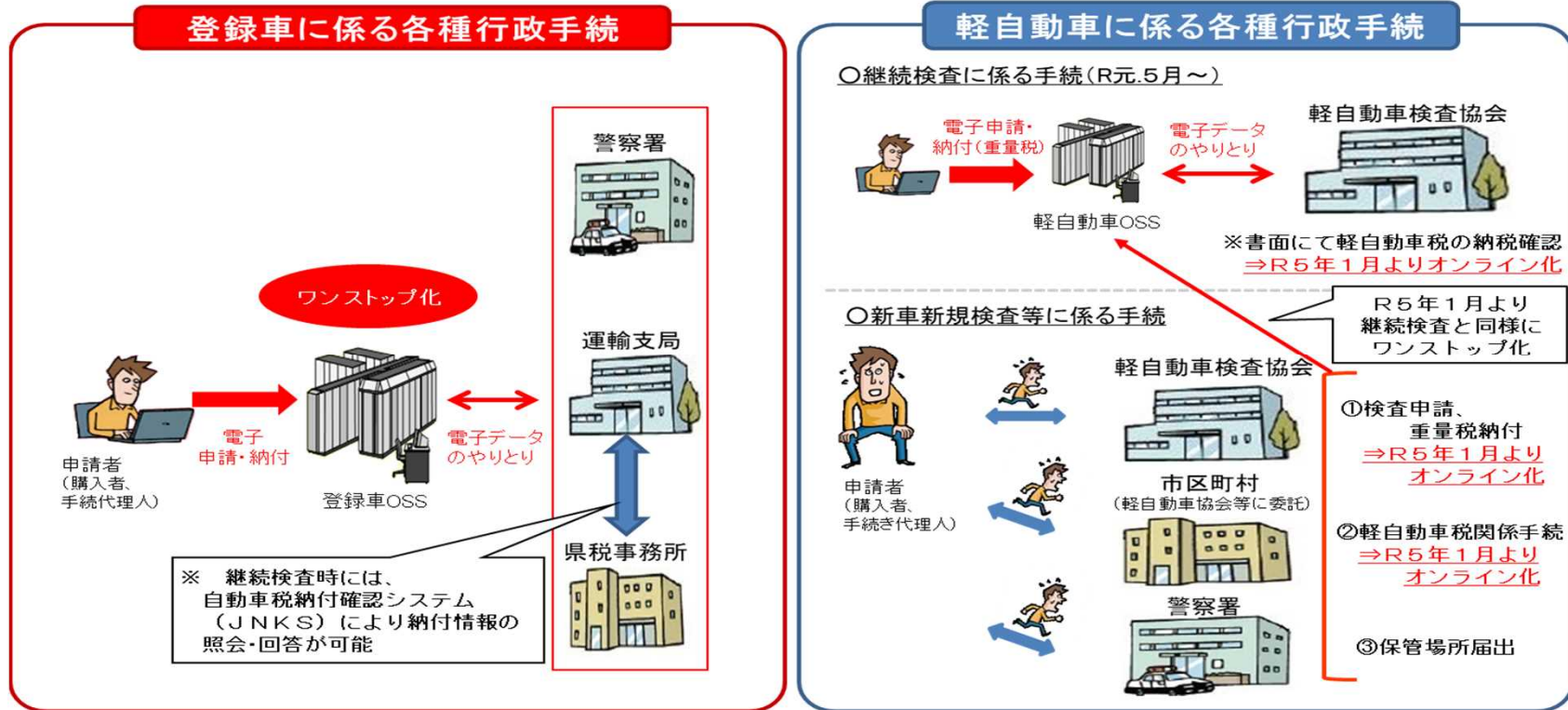


※地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。

(総務省資料より)

## 車体課税関係システムの概要

- 登録車については、自動車の運行に必要な行政手続（保管場所証明、検査・登録、地方税（自動車税）の申告等）、登録車OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）によりオンラインで行うことが可能
- 軽自動車において、令和5年1月から継続検査時における軽自動車税種別割の納付情報の照会・回答のオンライン化、新車新規検査時の軽自動車税関係手続についてオンライン化



### 登録車OSS導入地域：46都道府県（令和4年8月現在）

● 対象手続

初回新規登録、中古新規登録、継続検査、移転登録、変更登録、一時抹消登録、永久抹消登録、移転一時抹消登録、移転永久抹消登録、変更一時抹消登録、記載事項変更、解体等届出・輸出関係手続等

● 利用率

- ・新車新規登録 : 51.79%（令和2年度末）
- ・継続検査 : 50.19%（令和2年度末）



# 令和4年度税制改正の大綱

## ○ 地方税務手続のデジタル化（大綱の概要）

- eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

〔具体的な内容〕

（「大綱」からの抜粋）

### (1) eLTAX を通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

納税者等が地方公共団体に対して行う**全ての申告・申請等**について、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる。

### (2) eLTAX を通じた電子納付の対象税目の拡大

納税者が**全ての税目**について、eLTAX を通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。

### (3) eLTAX を通じた電子納付に係る納付手段の拡大

eLTAX を通じた電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付の委託を行うことができることとする。

（注）上記の改正は、令和4年4月1日から施行する。

# 地方税における申告等の手続の電子化

令和3年4月現在

<電子申告・申請・届出>

法人都道府県民税・法人事業税  
特別法人事業税(地方法人特別税)  
法人市町村民税  
事業所税  
個人住民税(給与支払報告書等)  
法人関係税に関する更正の請求

<電子申告>

固定資産税(償却資産)

令和3年10月

2年度税制改正

個人住民税  
(利子割・配  
当割・株式  
等譲渡所得  
割)の申告納  
入手続

【今後の手続電子化拡大】

令和5年度以降

<電子申告・申請・届出>

4年度税制改正

調整が進んだもの  
から順次実施

たばこ税  
ゴルフ場利用税  
入湯税・宿泊税

軽油引取税  
個人住民税  
その他

申請・届出等手続

納税者等の利便性の向上  
税務関係事務の合理化



目標時期は現時点での想定であることにご留意を

## 電子申告等開始の想定スケジュール

区 分	目標時期	備 考
たばこ税、ゴルフ場利用税 入湯税・宿泊税	R5.10	申告のほか各種申請・届出を含む。
軽油引取税	R6.10	同 上
個人住民税	R7.1	e-TAXや基幹システムへの再入力を 必要としない仕組みづくり
その他の税	R6.4～	宿泊税等以外の法定外税を含む。
大臣配分資産、知事配分資産 に係る償却資産申告	(未定)	市町村(都)等への価格決定情報の通知を含む。
固定資産税・不動産取得税関 係手続	(未定)	住宅取得、各種減額・課税標準の特例等の申請、 都道府県と市町村間の情報連携等を想定
軽自動車関係手続	(未定)	「原付き」、「二輪」等に係る諸手続を想定
その他の手続	R5.10～	内容によって随時追加 団体間転送機能の活用も

いずれも、電子的な提出の場合には全国統一の様式による運用を想定

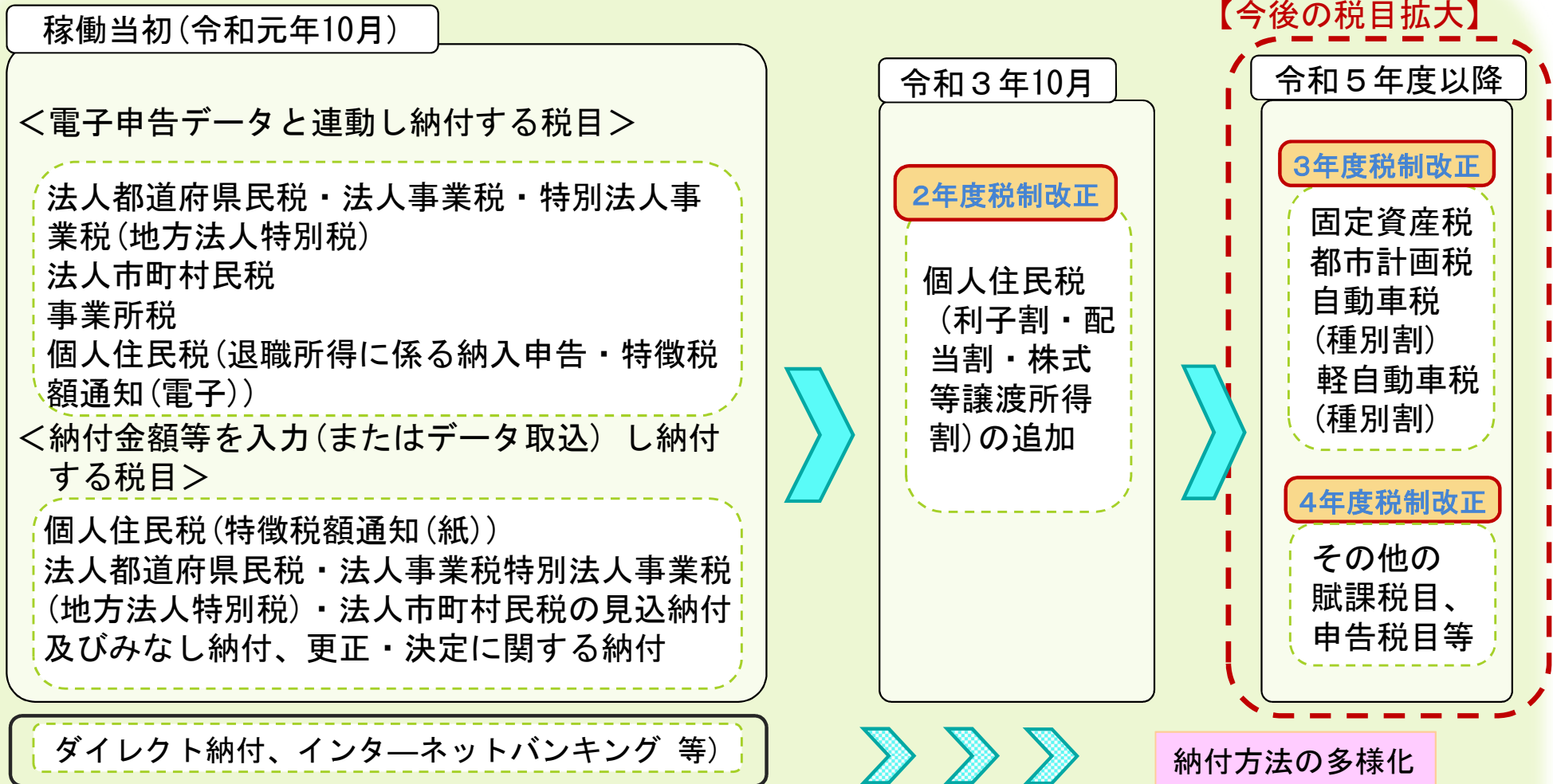
## 手続電子化の基本的な考え方

- 納税者等が行う全ての手続について電子化対応できるようにする
- 地方団体が個別に対応するのではなく、全国統一的に実現する  
(全国どこでも同じように)
- 人の手による入力、人の目による確認業務を極力排する
- 基幹システムの標準化と調整を図る
- 基幹システム側の改修等は、可能な限り一度で済ませる
- 行政側に明らかなコスト的メリットがなくても取り組む必要あり

### 電子化の目的

- 納税者等の利便性の向上  
(併せて)
- 税務関係事務の合理化、効率化

# 共通納税システムの現状 (令和4年8月現在)



ダイレクト納付の口座は、指定金融機関、収納代理金融機関以外も可能  
期日指定による口座引き落とし、他団体分とのまとめ納付も可能

## 地方税の納税手段（令和4年度現在）

区 分	納 付 方 法	備 考
窓口納付	納付書等を金融機関窓口を持参 現金(預金口座から出金)又は証券	指定金融機関等に限定
コンビニ納付	納付書等をコンビニに持参 原則として現金（1件当たり30万円以下）	主要なコンビニチェーン
口座振替	事前に金融機関の口座を登録	指定金融機関等に限定
クレジットカード	クレジット納付サイト経由	取扱い可能団体が少数
電子マネー等 (スマホ決済)	収納代行業者のサイト等経由	取扱い可能団体が限定的
ペイジー(MPN)	ネットバンキング利用（口座引落とし）	ネットバンキング契約が必要
	ATM利用（現金又は口座引落とし）	対応団体・金融機関が限定的

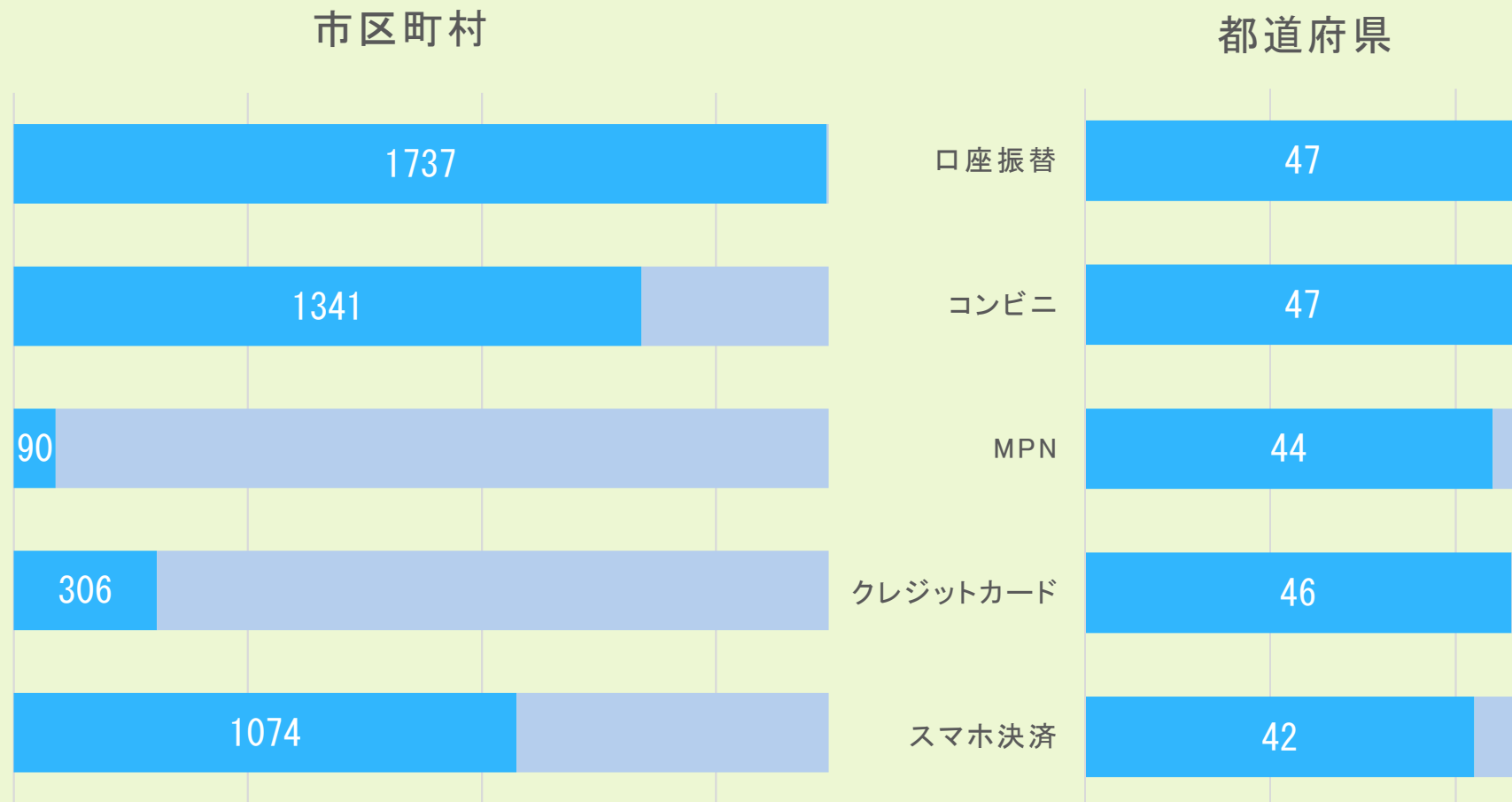
各地方団体がそれぞれ対応

### 【共通納税システム】 取扱い税目が限定的（法人住民税・事業税等、個人住民税(特徴)等）

ダイレクト納付	事前に金融機関の口座を登録	ほとんどの金融機関(除.JA)
ペイジー (MPN)	ネットバンキング利用（口座引落とし）	ネットバンキング契約が必要 (対応していない金融機関あり)
	ATM利用（現金又は口座引落とし）	対応金融機関が限定的

LTAが対応

# 地方税に関する収納委託等の現状



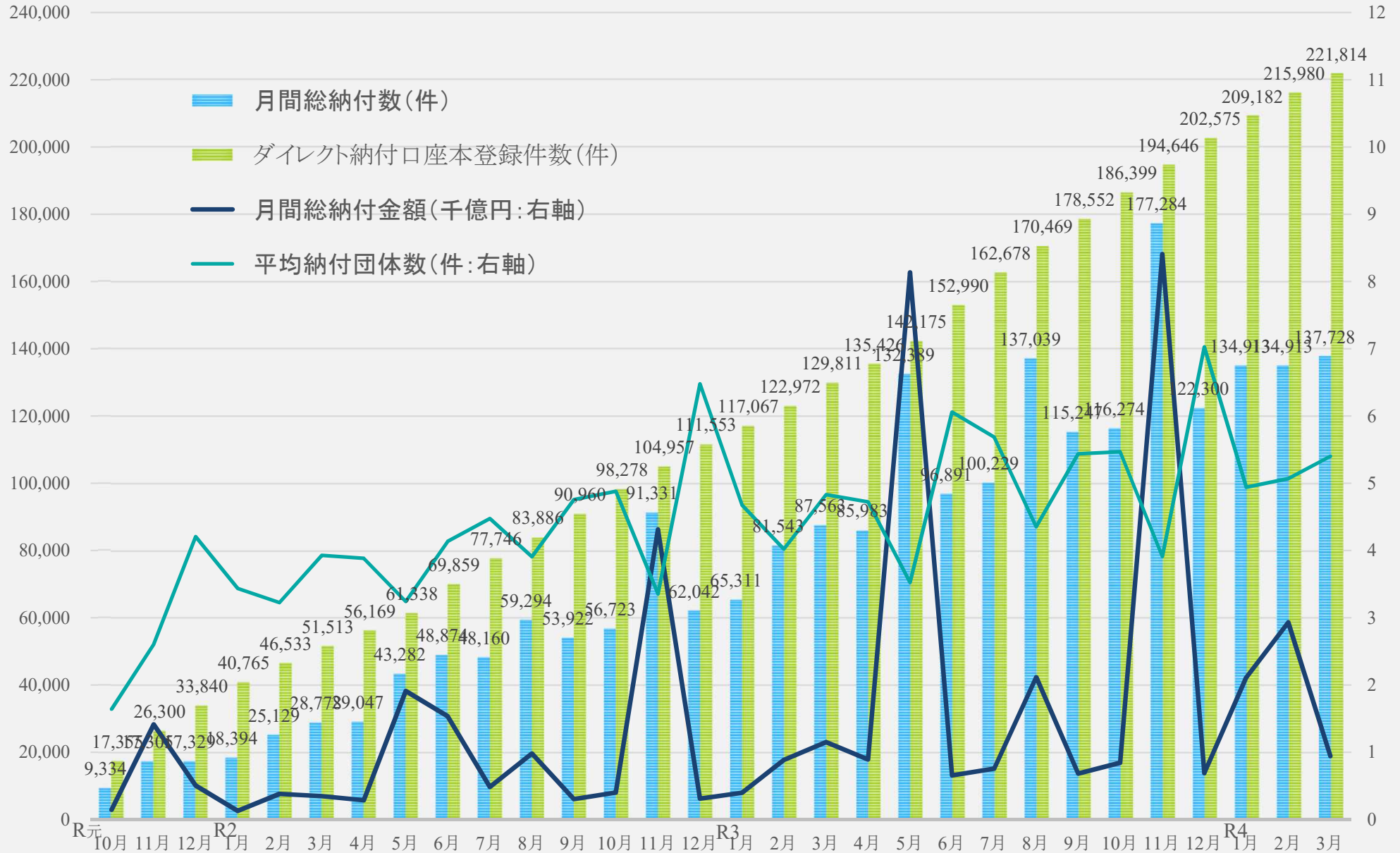
(R3.7.1現在 総務省調べ)

## 共通納税システムの特徴

- 全国の**全ての地方団体**の税金の納付が（手元で）可能
- ダイレクト納付、MPNについては、共通納税システムに対応している金融機関なら**どこでも**利用可能（現在ダイレクト納付に未対応の金融機関が一部あり）
- 申告からそのまま納付手続に移行可能（ダイレクト納付は将来の（納付）期日指定も可能）
- ネットバンキングについては情報リンク方式が利用可能（納付先、納付金額情報の再入力不要）
- 同一税目の**まとめ納付**が可能（法人住民税、個人住民税等）
- 電子納付のため、各団体指定の**納付書は不要**
  - ✓（現時点では）取扱い税目が納税方法が限定的



# 共通納税システム利用実績



# 共通納税システムの今後の機能拡張

令和5年4月～（予定）

区 分	概 要	備 考
取扱税目の拡大※	固定資産税・都市計画税 自動車税・軽自動車税（種別割）	全地方団体対応予定
同 上※	上記以外の税目 （個人住民税(普徴)、不動産取得税等）	地方団体側の準備ができたものから順次対応予定
同 上※	法人住民税・事業税、事業所税等 以外の申告税目	電子申告導入時から実施予定（令和5年秋以降の予定）
納付方法の拡張	クレジットカード、電子マネー	全地方団体が対象 （共通納税システムが利用可能なもの）
窓口収納	指定金融機関等以外の金融機関	地方税統一QRコードを付した納付書等（金融機関と調整中）

※ 既存のダイレクト納付による口座からの引き落とし、ネットバンキング、ATMを利用したペイジーにも対応

【企業等のまとめ納付機能】 固定資産税等について、複数の（団体の）税を一括してまとめ納付する機能については、引き続き開発の検討を進める予定



# 個人住民税・特別徴収税額通知の電子化の仕組み

